

研究ノート

戦争責任をめぐる二つの歴史論争
——批判理論から見た戦後民主主義——¹⁾日暮 雅夫ⁱ

ドイツにおける1980年代の歴史家論争1.0では、J.ハーバーマスの民主主義派がE.ノルテらの歴史修正主義者たちと対峙した。ハーバーマスらは、戦後生まれの人々も戦争責任を引き受けねばならないこと、ドイツ人には虐殺された人々への追憶を目覚めさせておく想起の義務があること等を明確にした。2010年代には歴史家論争2.0が行われ、ハーバーマスはホロコーストの唯一無比性を固持しつつ他の歴史的事実との比較可能性を認めた。それによって、ドイツの植民地主義的過去も批判の対象とされることになった。2023年にはパレスティナのハマスのイスラエル国民殺害・人質事件が起こり、イスラエルのガザ侵攻が生じた。ハーバーマスらは「連帯の諸原則」でこの侵攻を支持し、世界中の批判理論家から懸念を表明されるに至った。日本における「歴史主体論争」においては、加藤典洋が日本人共同体を先行させる主体形成を主張したのに対して、高橋哲哉はアジア諸国と連帯する形での主体形成を主張した。ドイツにおいては、想起の文化、謝罪、補償の必要性が国家レベルで確認されたのに対し、日本においては現実の国家の対応にはなかなか繋がらなかった。

キーワード：戦争責任、戦後民主主義、歴史修正主義、歴史家論争、歴史主体論争、ハーバーマス、ホロコースト、想起

「あらゆる忘却は物象化である」（『啓蒙の弁証法』）

はじめに

80年の戦後民主主義の歴史における「記憶と黙殺／忘却」を問うことが、本シンポの趣旨である。「あらゆる忘却は物象化である」²⁾ことからすれば、誰が人々に何を忘却させてきたのか、どのようにすれば物象化としての忘却を克服し記憶を回復（想起）できるのか、を問わねばならない。本論では、最近世界を覆っている権威主義とその歴史意識ヴァージョンである歴史修正主義がこの忘却を引き起こしたの

であり、それを批判することなしには想起は回復しえない、と考えるものである。

本論では、第一にフランクフルト学派の権威主義批判を瞥見し、第二にドイツの戦後民主主義を代表するJ.ハーバーマスが歴史修正主義者と争った「歴史家論争」を扱い、第三に、日本の戦後民主主義のなかで90年代に生じた「歴史主体論争」を論じ、最後に現代日本における権威主義の危険性について若干触れて結びとしたい。

1. フランクフルト学派の権威主義批判

権威主義とは最近、アメリカ、西ヨーロッパ、東ヨーロッパ、イスラエル等の国々で起きている事態

i 立命館大学産業社会学部特別任用教授

を指す。その特徴は、カリスマ的リーダーの存在、移民・マイノリティに対する不寛容、民主主義制度に対する批判、民衆の側の権威に対する依存等である。この権威主義を総体において捉えようとした思想グループとして、フランクフルト学派がある。彼らが明らかにした権威主義的国家の特徴とは、支配的グループが政治的に国家権力を握り、その計画を技術的合理性の立場に立つ科学的管理によって実施することであった。さらにホルクハイマーは、権威主義的パーソナリティの特徴として、部外者に対して憎悪を向けるとともに権威に対して盲目的に服従することを挙げた。

2. ハーバーマスと歴史家論争

J. ハーバーマスはフランクフルト学派「第二世代」と呼ばれる。ホルクハイマー、アドルノらの第一世代が1930年代にナチスから逃れ亡命地のアメリカで理論形成を行ったのに対して、ハーバーマスは戦時中は当時の多くの少年少女らと同じくヒトラー・ユーゲントに所属していた。しかし、戦後にナチスの戦争犯罪に衝撃を受け、戦後民主主義の立場に確固として立ちながら自己形成を行ったのである。このハーバーマスにとってナチスのホロコーストに対する批判は、けっして揺るがすことができない原点であった。ハーバーマスにとって自分のこの原点に関わることさら重要な論争に、1980年代の「歴史家論争」がある。2020年頃にその新ヴァージョンも行われるので、ここではこれを「歴史家論争1.0」と表記しよう。

(1) 歴史家論争1.0

ドイツの歴史家 A. アスマンによれば、1985年はドイツの「想起の文化 (Erinnerungskultur)」の鍵となる年であった³⁾。この年に首相 H. コールと D. レーガンがナチスの親衛隊員の墓もあるビットブルクの戦没兵士墓地を一緒に訪問して物議をかもし、ヴァイツゼッカー大統領の終戦40周年記念日の「荒野

の40年」の演説もあり、それに続いて「歴史家論争」も行われたからである。

「これらの出来事とともに、西ドイツでは文化と政治の領域で、枠組みをなす条件が、忘れることから想起することに切り替えられた。〈想起の文化〉という語が、〈終止符〉〈過去の克服〉〈補償〉のような、1950年代と1960年代の連邦共和国で、(自分自身を赦して) 忘れるという政治に付き添ってきた、かつての主導概念に取って代わった」⁴⁾。

つまり、この頃から戦争責任のキーワードは「忘却」から「想起」へと転換した。なぜなら、ホロコーストは「歴史の断絶」をもたらした「唯一無比」で「比較不可能」な犯罪だったのであり、それを忘却することは許されずひらすら「想起」し続け自分のアイデンティティの中核に埋め込むことが求められるに至ったからである。

論争の始まりは、1986年6月『フランクフルター・アルゲマイネ』紙が歴史史修正主義の歴史家 E. ノルテの論文「過ぎ去ろうとしない過去」を掲載したことである。そこでノルテはホロコーストにはボル・ポトのテロヤソ連の強制収容所という前例があったと主張した。つまり、比較可能な前例があった、というのである。

「彼 (ノルテ) は、…自らの叙述の起点として、カンボジアのボル・ポト政権によるテロルを選ぶ。この起点から出発して、彼は、大規模なテロルの前史を再構成する。…このような恐るべきテロルの歴史的文脈のなかに位置づけた場合には、ユダヤ人の根絶は、単に、ヒトラーが自らを滅ぼす脅威と感じざるを得なかったものに対する、とにもかくにも理解できる反応が招いた悲しむべき結果と見なされる」⁵⁾。

この論争の中でハーバーマスの陣営が明確にし

たことを三点に要約しよう。第一に、戦後生まれのドイツ人も「戦後責任」を引き受けねばならないことである。なぜなら、後から生まれた者であっても、アウシュヴィッツを可能とした歴史環境と繋がっておりそれによって私たちは今日あるものになったからである。この後続世代にも戦争責任があるかどうかは、今日の日本でも保守的政治家によって繰り返される論点である。（例：安倍元首相「戦後70年談話」）。

「後から生まれた者であっても、あのことが可能となった生活形式のうちで生きているという単純な事実は依然として存在している。アウシュヴィッツが可能となった生活のあり方と我々自身の生活が結びついているのは、偶然ではない。この結びつきは内的なものである。…歴史的環境によってつながっており、それによってこそ我々は、自分たちが今日あるところの存在となっているのである。…なぜなら、まさに我々自身のアイデンティティは、つまり個人としてのアイデンティティもドイツ人としてのそれも、この環境に負っているからである。…つまり我々はもしも自分自身を否定したくないのであれば、自分たちの伝統を認めなければならない。…しかし、こうした伝統や生活形式との実存的な結びつきは、もしもそれが筆舌に尽くしがたい犯罪によって毒されている場合、どうなるのであろうか。」⁶⁾

ハーバーマスは、自分が歴史的環境の影響のもとに成長したことを認める。その上で、その環境との結びつきが、筆舌に尽くしがたいホロコーストのような犯罪との結びつきである場合にはどうなるのか、という問いを立てる。私たちが自分たちの歴史からプラスの恩恵を受けているならば、マイナスの事態も受け入れざるを得ないのである。ちょうど親の遺産の相続を決めた者がマイナス面も引き受けざる得ないように。テッサ・モーリス＝スズキは、この現代の世代が過去の世代の責任を負うことを、「歴史の

連累 (implication)」として以下のように定式化している。

「現在生きているわたしたちは、過去の憎悪や暴力を作らなかったのかもしれないが、過去の憎悪や暴力は、何らかの程度、わたしたちが生きているこの物質世界と思想を作ったのであり、それがもたらしたものを『解体 (unmake)』するためにわたしたちが積極的な一歩を踏み出さない限り、過去の憎悪や暴力はなおこの世界をつくりつけていくだろう。／(改行)／すなわち、『責任』はわたしたちが作った。しかし、『連累』は、わたしたちを作った。」⁷⁾

問題は、過去の取り返しのつかない、補償のしようのないホロコーストのような事態を自分の一部として受け入れた時、どうするかである。それを安易に受け入れたり、安易に忘却することは決して許されないであろう。

第二に、ドイツ人には、彼らの手で虐殺された人々の苦悩への追憶を目覚めさせておく義務、アナムネーシス（想起）の義務があるとされる。これは、80年代にドイツで「想起の文化」と言われ定着することになる。

「…ドイツにおいてこそ我々は、ドイツ人の手で虐殺された人々への苦悩への想起を、いかなる歪みもなく、そしてただ頭だけではなく——他の誰もがそうしやとしない場合ですらも——目覚めさせておく義務があるということである。彼ら死者たちは、後から生まれた者たちが想起という手段によって果たしうる連帯、その弱いアナムネーシスの力を受け取る権利を今やますます持っている」⁸⁾。

ドイツ人は虐殺された人々の苦悩への想起を、いついかなる場合でも目覚めさせ続けねばならない。それは忘却されてはならない。その想起は、謝罪の表

明、そして補償の実行へと繋がっていくものである。不遇な死を遂げた死者たちを不断に想起することによって保たれるのは、「文化的記憶」である。それは、ある集団にとっての過去を選択的に再構成して諸々のメディアをつうじて保たれる共通の知識の蓄えである。そのようなメディアには、各種の記念碑、記念式典、書物、教科書、日常意識等を考えることができよう⁹⁾。

第三に、このような「文化的記憶」は、それによってある集団の人々がその過去を選択的に再構成することによって集団的なアイデンティティを形成するものである。「この場合には、ある歴史が自分たちの歴史として受け止められ、そうして社会の自己理解の基礎になり、政治的な〈私たち〉を構成するに至る」¹⁰⁾。つまり記憶とは、未来に向けて過去と選択的に関係を結びながら自己を築いていく、現在のパフォーマンスで能動的なプロセスなのである¹¹⁾。ドイツ人にとってこのようなアイデンティティ形成は伝統的なものではありえない。それは、筆舌に尽くしがたい犯罪によって汚されていることを不断に反省しつづけ、更新され続けるものでなければならない。それは、むしろ通常アイデンティティと呼ぶべきものではなく、自省的な「ポスト伝統的アイデンティティ」とのみ呼ぶべきものであろう。

「…もし、断絶性がより強く感得され、何が何でも連続性を賛美しようとするのがなくなるのなら、もし、国民的自負や集団の自尊心が、普遍主義的な価値志向のフィルターを通して濾過されるのなら、これらのことが現実にあてはまる程度に応じて、ポスト伝統的アイデンティティが形成される兆しが増大してゆくのである」¹²⁾。

そのようなアイデンティティは伝統的なナショナリズム的なものではありえず、諸々の普遍主義的な憲法原理への信念に基づく忠誠である「憲法パトリオティズム」¹³⁾とされる。それは、国や民族や宗教

への帰属を超えたところにある、人権という普遍主義的な原理に依拠するものである。

全体を振り返ってみると、歴史家論争1.0は少なくともアカデミズムにおいては、ハーバーマスの民主主義派の勝利のうちで終わった。そこで確認された「想起の文化」の諸原理は、連邦共和国の国是となりドイツの戦後民主主義を体現するものと思われた。つまり民主的公共圏の内部では、歴史学の議論としてもそれを政治的公共性に接続していく点でも、ハーバーマスらが優勢であった。しかし、その外部ではどうだったのだろうか。つまり、一般的なドイツ人の日常意識ではどうだったのだろうか。三島は『過ぎ去ろうとしない過去』の「解説」で、修正主義者たちが公共の議論の場に訴えず同じ利害と志操の持ち主たちのエール交換で終わりがちであったのに対して、ハーバーマスの批判する側は、戦後の学問は絶えず公共の議論のコントロール、批判にさらされねばならないことを自覚していたとする。そしてハーバーマスの側が論争の規則をはっきりさせた議論では優勢であったが、対する側は、規則の絶えざるしとすりかえを行い、物語化という見通しの利かない議論のやり口を行った。「ハーバーマスの批判派は規則の選択をめぐる争いでは、決して優勢ではなかったのである」¹⁴⁾。三島は、修正主義者たちの議論はメディアでは表れない日常意識のなかでは多く支持されていた、と指摘している。ここでは、民主的公共圏で戦後民主主義を体現するハーバーマスらと、ドイツ人の日常意識に浸透する歴史修正主義との対比が描き出されている。そして、後者が自在にルールを変更し、物語化・相対主義化・ナショナリズム化をつうじて次第に浸透していったとされている。この延長線上には、後に、権威主義・右派ポピュリズムに繋がっていく要素があったと思われる。

ともあれ、1990年のドイツ再統一後、新たなナショナリズムが興隆することになった。そのなかで、21世紀には「想起の文化」におけるホロコースト解釈は異なる文脈に置かれることになり、新たな論争が

生じた。それが「歴史家論争2.0」である。

(2) 歴史家論争2.0

このコンテキストが明るみに出たのは、2020年のカメルーンのアシル・ンベンベが芸術祭ルール・トリエンナーレで招聘拒否された事件によってであった（実際には芸術祭はコロナのために中止された）。自由民主党のL.ドイッチェが、公開書簡でンベンベはイスラエル批判運動を支持していると非難したことがきっかけであった。それに対して2021年に歴史家M.ロースパークとJ.ツィムメラは『ディー・ツァイト』誌に「想起の文化——比較のタブー視をなくそう！」を發表し、比較不可能性と唯一無比性の主張がホロコーストの非歴史化をもたらし、新版ドイツナショナリズムを強化し国家犯罪を隠蔽していると主張した。さらに歴史家ダーク・モーゼスもスイスのオンライン雑誌『現代史』に「ドイツ・カテキズム（教理）」を發表し、ドイツでは5か条からなる教条が支配しており、それがホロコーストの比較可能性を否定することによって、それに先立つ植民地主義の問題と関連させることができなくなっているとした。以下がモーゼスが五つの教条とするものである。

- 「1、ホロコーストが唯一無比なのは、絶滅そのものを目的とした無制限なユダヤ人絶滅であり、他のジェノサイドの限定的でプラグマティックな目的とは区別されるからである。歴史上初めて国家がイデオロギー的根拠のみで一民族の破壊に踏み出したのである。
- 2、それゆえにこれは文明の破断であり、その国民の道徳的基盤であった。…
- 3、ドイツは、ドイツのユダヤ人への特別の責任とイスラエルへの特別の忠誠を負う。つまり『イスラエルの安全保障はドイツの国家存立根拠／国是の一部である』。
- 4、反ユダヤ主義は他とは全く異なる偏見であり、確実にドイツ的なものであった。人種主義と混

同されてはならない。

5、反シオニズムは反ユダヤ主義である¹⁵⁾。

ここではホロコーストの唯一無比性がまず語られており、それを想起することが国民の道徳的基盤であったこと、ドイツはイスラエルの安全保障をドイツの国是とすること、すべての反シオニズムは反ユダヤ主義であること等が語られている。モーゼスによればこのような教条がドイツを支配し、歴史認識の硬直化をもたらしている。例えば、ホロコーストと植民地主義との関係である。当時ドイツは、かつての植民地ナンビアにおけるヘレロやナマロの虐殺をジェノサイドと認め支援金支出を決めていたが、法的責任を負うことを拒んでいた。その際、ホロコーストの比較不可能性と唯一無比性がその国家的対応の理由にされていたのだった¹⁶⁾。

それらに対してハーバーマスは、2021年10月にコメント「新たな歴史家論争」を發表し、それは翌年の共著『名前なき犯罪——ホロコーストについての新たな論争への註解』の「序に代えて」に転載された。そこでハーバーマスは、ホロコーストの「唯一無比性」は固持するが、他の歴史的事実との比較可能性があることを認めることになる。特にヘレロとナマロのジェノサイドに言及し想起することは、市民の政治的自己理解の重大な拡張であると考える。

「すべての歴史的事実が他の事実と比較されるように、ホロコーストも他のジェノサイドと比較できる。しかし、比較の意味はコンテキストに依存している。…今日異なる展開のもとでは、この責任の免除ではなくむしろ、重点の移動が問題となっている。すなわち、このジェノサイドを、今日ようやく想起が呼びかけられている植民地犯罪を継承するパースペクティブへとずらすとき、ホロコーストは、共和国の市民の政治的自己理解において『唯一無比の(einzigartig)』文明の断絶という位置値を失わないだろうか？」¹⁷⁾

この問いにハーバーマスは断固として、失わない!と答える。ホロコーストが植民地的ジェノサイドから区別されるメルクマールは、それがネイションの「内的な敵」に対する方向性であったとされる。「…ホロコーストのこの『唯一の (singuläre)』特徴へ固執することは、あるネイションの市民の政治的自己了解が凍結されることではない。つい最近まで抑圧されていた私たちの植民地の歴史を想起すること (Erinnerung) は、重大な拡張である」¹⁸⁾。移民たちはドイツの市民権を獲得するとき、反ユダヤ主義の追放を受け入れつつもそれを独自の形の政治文化に発展させようのである。

ホロコーストを植民地主義時代のジェノサイドと比較可能としたハーバーマスの見解は、2022年9月のシュタインマイヤー大統領の民族博物館での講演にも影響を与えているだろう。

「ドイツが植民地主義に深く捉えられていたこと——それを証明するのに、ナンビア以上の例がありうるのでしょうか。…文明の断絶であったショアーの記憶は、我が国のナショナル・メモリーにおいて唯一無比であり、そうであり続けると。それはわが国のアイデンティティの一部です。…ただ私は、こうも付け加えます。ホロコーストの記憶は、別の不正、別の苦しみへの共感的で自覚的な記憶を妨げるものではない!と。…植民地支配の時代の犯罪、征服、抑圧、搾取、略奪、何万もの人びとの殺害は、私たちの記憶のなかに相応しい場所を必要としています。私たちはドイツの歴史のこの部分の前で、責任に向き合わなければならないのです」¹⁹⁾。

こうしてハーバーマス等の「想起の文化」は前進し、19世紀ドイツの植民地主義における虐殺等にまで拡大されることになったのである。ここでは、ホロコーストの「唯一無比性」は変わることなく、「想起の文化」において犠牲者への想起・共感 は求められ続け、それが市民としてのアイデンティティを形

成するとされる。しかし、ホロコーストを「唯一無比」とするからと言ってそれが他の過去の犯罪と比較不可能であるのではなく、むしろジェノサイドとして比較可能であり、植民地主義時代の犯罪もやはり想起の対象であり、責任を自覚し補償し続けなければならないのである。

(3) 2.0以後

しかし、近年新たな展開が見られることになった。周知のように、2023年10月23日にパレスティナのハマスがイスラエル国民を殺害し人質に取るという事件を起こした。これをきっかけにイスラエルがパレスティナ・ガザ地区に行っている攻撃は極めて深刻な人道的危機を引き起こしており、2025年9月現在パレスティナ側の死者は6万人を越え、子どもの死傷者は5万人を越えると言われている。この件は、ドイツのみならずアメリカ他も含めた批判理論内部の深刻な意見対立を引き起こしている。

2023年11月1日に、アメリカを中心として哲学研究者グループが「パレスティナの哲学」²⁰⁾という声明を発表し、署名を呼び掛けた(署名者は9月9日現在で407名)。この声明の趣旨は、まずイスラエルによってガザで行われている虐殺、アメリカ等の国々が一方の当事者だけを支援していることを非難し、即時停戦を求め、イスラエルの学術・文化機関に対するボイコットの支援を呼び掛けていることである。後に述べるが、アメリカのフェミニズム批判理論家 J. バトラーと N. フレイザーも署名している。

2023年11月13日に、ハーバーマス、R. フォアスト、K. ギュンターらは、「連帯の諸原則——一つの態度表明」を発表した²¹⁾。そこでは、イスラエルとドイツにおけるユダヤ人との連帯には議論の余地のない原則があるとする。ハマスの虐殺に対するイスラエルの反撃は正当化されるとする。「人間の尊厳を尊重する義務を志向する、ドイツ連邦共和国の民主的な自己理解は、ナチス時代の集団犯罪に照らして、ユダヤ人の生活とイスラエルの生存権が、特別な保護に値する重要な要素であるという政治文化と結びつ

いている。このことへのコミットメントは、私たちの政治的共生の基本である」。ここではホロコーストで虐殺されたユダヤ人への想起・連帯・補償がドイツ国の基本であるとされ、イスラエルの反撃に際して、過度の攻撃は忌避されねばならず民間人犠牲の回避も行われなければならないとは語られているが、ユダヤ人との連帯はイスラエルとの連帯と等価とされている。基本的に、モーゼスがドイツの教条としたものに近いものとなっている。この声明に対しては、ドイツ、アメリカの多くの批判理論研究者から懸念が表明された。曰く、国際法の遵守への言及がない、国際法は戦争犯罪や人道に対する罪（集団全体の処罰、迫害、学校や病院、礼拝所などの民間インフラの破壊など）も禁止している、ここで見られるヨーロッパ中心主義は熟議民主主義、人間の尊厳に関するあなたの議論に矛盾している等²²⁾。

その後、2024年3月には、ニカラグアがドイツをジェノサイド防止義務を怠っているかどで国際司法裁判所に提訴した。その前提となったのは、2023年末に南アフリカがジェノサイド条約違反でイスラエルを国際司法裁判所に訴え、その後裁判所はイスラエルにジェノサイド行為を回避する暫定措置を命じた事態がある²³⁾。この頃には、イスラエルのガザ攻撃を国際的に批判する論調も高まり、それと関連してドイツの責任を追及する声が聞かれるようになっていく。

さらに思想界では2024年には、アメリカの批判理論家 N. フレイザーがケルン大学客員教授招聘を取り消される事件が起きた。理由は先述の「パレスティナの哲学」に署名したためである²⁴⁾。ケルン大学学長ジョイブラド・ムカジーは、フレイザーが書簡に署名したことが、ハマスの攻撃を相対化しイスラエルの生存権に疑問を呈し、イスラエルの諸機関のボイコットを呼びかけていると言って批判した。彼は、DAAD（ドイツ学術交流会）会長であり、これは国際的な科学者と学生とのドイツ科学の交流全体を組織するものである。12月にはバトラーが、フランス・パリのポンピドゥー・センターで予定されてい

た講演「インテレクチュアル・イン・レジデンス」への登壇を辞退する事件が起きた。

2024年4月に、フレイザーの招聘拒否に対して、ベルリンの批判理論グループは「ナンシー・フレイザーのケルン大学アルベルトゥス・マグナス教授職解任についての声明」²⁵⁾を発表した。R. イエグギ, R. ツェリカテスが主催し、それに A. ホネット, Ch. メンケ, St. レスニヒ, S. ベンハビブ, St. ゴゼバ, H. ブルンクホルスト等も支持を表明した。そこでは、フレイザーに対する招聘拒否は、学術的な議論を政府が定義したレッドラインによって制限しようとするものであり、国際的な公共性の高い研究の場として評価されてきたドイツの大学の名声にダメージを与えるものとされた。

この対立の背後にあるのは、現代ドイツ政府の「キャンセル・カルチャー」と言われる政治的状況である。これについて簡単に触れておこう。1998年に設立された IHRA（国際ホロコースト想起同盟）は、ホロコーストの教育・啓発・研究の推進を使命とする国際的な政府間組織である。2016年に「反ユダヤ主義作業定義」を採択し、それは「例示」のなかでイスラエル政府への批判の多くを反ユダヤ主義と扱うというものだった。この定義はドイツ政府によって採用されることになった。「こうして反ユダヤ主義の定義は最大限に拡張され、すべてのイスラエル政府批判を反ユダヤ主義と同一視し、告発・抑圧する条件が整った」²⁶⁾。さらに2019年にはドイツ連邦議会による BDS 非難決議がある。BDS 運動とは、イスラエルに抗議して「ボイコット・投資撤退・制裁 (Boycotts Divestments Sanctions)」を呼び掛ける世界規模の社会運動のことである。連邦議会決議は、かつてのナチスの不買運動を想起しながら、行政に BDS 運動賛成者への支援を行わぬことを求めた。ンベンベ招聘拒否、フレイザー招聘拒否もこの線上に起こった事態である。2023年10月以来、ドイツの文化シーンでは同様のキャンセル・中止が相次いでいる。

このような混乱の原因は、すべてのイスラエル批

判を反ユダヤ主義と同一視したことから生じたと思われる。実は、ユダヤ人グループでありながら、イスラエルを批判する人々も少なからず存在している。2019年には「『BDS』と反ユダヤ主義を同一視するな」との声明を世界各地のユダヤ人やイスラエルの知識人が出している。先述のフレイザーやパトラーもユダヤ系である。ことにパトラーは、論文「ユダヤ教はシオニズムなのか？」において、「あらゆる反ユダヤ主義的・反セム主義的表現に反対した上で、イスラエルの国家暴力を解体する取り組みを支持するために改めてユダヤ性を主張するという試み」を行おうとしている²⁷⁾。そこでは、ユダヤ性は離散しディアスポラ異種混溶性のなかの共棲をめざす脱アイデンティティのプロジェクトとして解釈されている。

ハーバーマスは、歴史家論争1.0においては、戦後民主主義の守護神として、ホロコーストの唯一無比性と比較不可能性を主張し想起の文化の定着に一役買った。歴史家論争2.0において、ホロコーストを過去の他のジェノサイドと比較可能とすることでジェノサイドの歴史の総体的認識を可能とし、想起の文化を植民地主義批判へと接続していった。しかし、「連帯の諸原則」の声明以後、ハーバーマスらは批判理論研究者の国際的な批判を浴びている。この最近の事態に関しては、背景にドイツ右派・ナショナリストたちの戦略転換があったのではないかとと思われる。歴史家論争1.0で歴史修正主義者たちによるホロコーストを相対化する試みが退けられ、想起の文化が連邦共和国の国是となって定着し民主主義派が勝利することになった。そこで、ドイツの右派は、むしろそれを教条化し硬直化しイスラエル支持に結びつけその上で自国のナショナリズムの浸透や軍国主義化をもくろむようになったと思われる。(例えば現政権は徴兵制の再導入も検討中である)。さらに、人々の日常意識のなかでは歴史修正主義は、右派ポピュリズム政党「ドイツのための選択」(AfD)などとして浸透し一定の政治勢力となっている。この過酷な状況の中でハーバーマスは、自分の過去の立場に固執してしまっただけと思われる。ハーバーマスはホ

ロコーストの唯一無比性を認めながらもそれを他の過去のジェノサイドと比較するなかで、イスラエルの現在のジェノサイドを批判するという立場もありえたのではないか。ハーバーマスの民主的法治国家論は、他者への「寛容」と共存の制度化をなによりも目指すものであったはずである。論争の今後の帰趨を見守っていくしかない。

3. 日本の戦後民主主義と歴史主体論争

日本の戦後民主主義を代表する丸山眞男は、戦前の日本でファシズムが起こった原因を、自律した近代的主体が未成熟であったことに求めた。しかし、E.フロムが語っているように、共同体の絆から解放された諸個人は、激しい不安と動揺を感じ、無力感にさいなまれ、逃避のメカニズムによって他者と、服従と支配の関係を作り出し共棲的な一体化を生み出す。このサド・マゾヒズムの性格がファシズムを支えた権威主義的性格である。このように近代的個人の転倒というべき事態を考えると、戦後民主主義が見落としていたものは、民衆のなかに潜在する権威主義・レイシズム・植民地主義・個人を支える成熟した政治文化の不在であったと言えるだろう。また、戦後民主主義が「日本人」を単一民族(nation)として捉えていたこと(沖縄・アイヌ・在日のエスニックとしての独自性を見る視点がなかったか弱かったこと)も問題であった²⁸⁾。その限り、戦後民主主義の弱点は、自文化中心主義的なナショナリズムへの免疫を十分持っていなかったことに表れていたと言えよう。そのことは、1990年代に歴史修正主義が登場した時により露になるのである。

戦後ドイツは様々な形で、戦争責任を負っていることを表明し、犠牲を強いられた国々に対して補償を行ってきたのに対して、日本は、アジアの諸国民に対する加害責任を十分果たしたとは言えず、謝罪や補償も不徹底のままだった。そのような日本に対して、アジアの諸国からは、例えば1991年に韓国キム・ハクソンの金学順ら31人が戦時中に「日本軍慰安婦」にされた

ことを理由に日本に戦後補償を要求するなど、謝罪と補償を求める声が起こった。日本政府は折に触れ、謝罪と補償を行ってきたがそれはアジア諸国を十分納得させるものではなかった。そうしたなか日本でも、戦争責任・戦後責任を問うための「歴史主体論争」が起こった。それは、文学者の加藤典洋とフランス現代思想研究者高橋哲哉の間で行われた。

加藤は『敗戦後論』のなかで、戦後日本は敗戦によって、外向きの護憲派と内向きの改憲派との人格分裂に陥り一つの責任主体として立つことができなくなっている、とした。日本が戦争責任を果たすためには、「われわれ日本人」という共同主体を立ち上げねばならず、そのためにはまず第一にアジアの死者だけに向かうのではなく、日本の死者たち、とくに「汚れた侵略者」として無意味に死んだ兵士の死者を先において彼らに深い哀悼を捧げることを通して戦争責任を考えねばならない。これが加藤の骨格的な主張だった。

それに対して高橋は、侵略者としての責任が哀悼によって曖昧にされてはならないとした。『「侵略者である自国の死者への責任」とは、…『何よりも、侵略者としての彼らの法的・政治的・道義的責任をふまえて、彼らとともにまた彼らに代わって、被侵略者への償いを、つまり謝罪や補償を実行すること』である』²⁹⁾とした。そこでは、謝罪や補償という具体的行為を果たすことが重要とされた。

加藤は、日本の戦前と戦後を連続させた上で日本人共同体に帰属する主体を形成することを主張したのに対して、高橋は日本の戦前と戦後を分断したうえでアジア諸国と連帯する形で主体を形成することを主張したと言えるだろう。加藤が共同主体が持つ「健全なナショナリズム」を主張するのに対して、高橋はそれを徹頭徹尾批判していった。高橋は加藤の「ナショナリズム」を、異民族支配を行い少数民族を圧迫したマジョリティ支配のナショナリズムは健全ではありえず、実質的には国益中心主義である、として批判する³⁰⁾。

テッサ・モーリス＝スズキによれば、戦争責任論

はいくつかの位相を持つ。第一は被害への賠償である「歴史的責任の政治経済論」、第二は記憶と忘却に関わる「歴史的責任の認識論」、第三は、国民のうちで継続する心的外傷トラウマに関わる「歴史的責任の心理論」である。モーリス＝スズキによれば、加藤は、このうちの第三の「歴史的責任の心理論」のみに過重に焦点を当てているのであり、その限り「読者たちに一種の国民的精神療法を提供しようとした」³¹⁾ように見える。そこには高橋が責任の中心と考える第一、第二の視座は見られないのである。その限り、加藤は「ポストコロナ的帰属の複合性をまったく無視してい」³²⁾て自文化中心主義的であると言えよう。日本ではアカデミズムの思想界では概ね高橋の議論が受け入れられたように思われる。

この歴史主体論争をドイツの歴史家論争と比較してみよう。

第一に、ドイツ歴史家論争1.0においては、想起の文化、謝罪、補償の必要性が国家レベルで受け入れられたのに対して、日本ではアカデミックな理解はされたが、現実の国家の対応にはなかなか繋がらなかった。日本では安倍政権の見解に見られるように、むしろ歴史修正主義が政権の根幹の歴史理解にすら生き残ったのである。

第二に、ドイツでは2.0において、想起の文化が新たに植民地主義批判と結びついて拡張していくことが見られた。しかし、日本においては、高橋が部分的に植民地主義批判に言及している以外はそのような展開は見られなかったのではないかと思われる。

第三に、歴史家論争のアカデミズム以外の日常意識についての評価である。既に述べたように、ハーバースらの戦後民主主義を代表する論者の見解は、アカデミズム、民主的公共圏、ドイツの国家方針として受け入れられたが、一般の日常意識、日々の政治文化についてはそうではなかった。そこでは歴史修正主義的な意識が、物語論としてナショナル・アイデンティティとして残存していたのである。それがドイツにおける昨今のAfD等の右派ポピュリズムの伸長につながっていると思われる。日本におい

ては、歴史修正主義の議論は政権の中核に入り込んでいると同時に、当然日常意識のなかにも浸透しているだろう。その際日本では、サブカルチャーやSNSをつうじて拡散していくという指摘がある。「現代日本のレイシズム(人種差別主義)運動の背景の一つに歴史修正主義が深く関わっていて、そしてそれが『サブカルチャー』を媒介に拡散した。…歴史修正主義者の実践は学問とは異なる規則、異なる目的、異なる場所で展開されているのだ」³³⁾。拡散された歴史修正主義は、民主的公共圏の背後のSNSで人々の権威主義と結びつく危険性があるのではないだろうか。

おわりに——現代日本における権威主義

現代日本において、権威主義を支える主体はどのような状況にあるだろうか。保坂稔『現代社会と権威主義——フランクフルト学派権威論の再構成』は、あくまでサンプル数が限定的であるが、日本の学生における権威主義の度合いを調査した研究を掲載している³⁴⁾。その学生調査の結果から言えることは、学生ファシズム尺度の得点がアドルノらの『権威主義的パーソナリティ』や海外の調査における得点に比べても低くはないこと、「かわるべき権威(あるいは価値)として漠然とした『日本の伝統』が求められるようになった」³⁵⁾ことを指摘している。ということは、日本においては、新自由主義的主体となるように経済圧力・就労圧力を強く受けながら、日本の伝統主義をミックスした形の権威主義的パーソナリティが展開している可能性がある³⁶⁾。現在のところ、ポピュリズムの権威主義は日本においてまだ顕著な展開は見られないようだが、今後、政治的危機、経済的危機、文化的危機³⁷⁾が進行するならば、深刻なものとして台頭してくる危険性は大きいにあるだろう。それに抗するには、私たちのなかの内なる権威主義・植民地主義・レイシズムを問い直し、「他者」との対話の中で共通の「想起の文化」を育み民主主義を鍛えていくことが喫緊の課題である。

※本論は、科学研究費助成事業 基盤研究C 22K00116「批判理論からの新自由主義と権威主義との批判」(研究代表者:日暮雅夫)の研究成果の一部である。

※引用に際しては既訳を尊重したが、訳語を本論で統一するために調整したものもある。

注

- 1) 本論は、唯物論研究協会第48回大会シンポジウム「戦後民主主義が見たもの／見てこなかったもの——記憶と黙殺の80年を問う」(2025年11月8日、北海学園大学)における報告「勃興する権威主義——批判理論から見た戦後民主主義」を改稿したものである。改稿に際して、タイトルをより内容を示すものに変更した。
- 2) マックス・ホルクハイマー／テオドル・W・アドルノ、徳永恂訳『啓蒙の弁証法——哲学的断章』岩波書店、1990年、366頁。Adorno, Theodor W., 1984, *Gesammelte Schriften 3, Zweite Auflage*, Suhrkamp, S.263.
- 3) アライダ・アスマン、安川晴基訳『想起の文化——忘却から対話へ』岩波書店、2019年、204頁。Assmann, Aleida, 2016, *Das neue Unbehagen an der Erinnerungskultur: Eine Intervention*, C. H. Beck, S.190.
- 4) 同上, Ibid.
- 5) ユルゲン・ハーバーマス他、徳永恂他訳『過ぎ去ろうとしない過去——ナチズムとドイツ歴史家論争』人文書院、1995年、60頁。Habermas, Jürgen, “Eine Art Schadensabwicklung”, in *> Historikerstreit <*, Piper, 1987, S. 69.
- 6) ユルゲン・ハーバーマス他、徳永恂他訳『過ぎ去ろうとしない過去——ナチズムとドイツ歴史家論争』人文書院、1995年、200頁。Habermas, J., “Vom Öffentlichen Gebrauch der Histrie”, in *> Historikerstreit <*, Piper, 1987, S.247.
- 7) テッサ・モーリス＝スズキ『批判的想像力のために』平凡社、2013年、67頁、強調は原著者。
- 8) ユルゲン・ハーバーマス他、徳永恂他訳『過ぎ去ろうとしない過去——ナチズムとドイツ歴史家論争』人文書院、1995年、201頁。Habermas, J.,

- “Vom Öffentlichen Gebrauch der Histrie”, in
 > *Histrikerstreit* <, Piper, 1987, S.247.
- 9) 殿平善彦『和解と平和の森』（高文研，2025年）に記された笹の墓標強制労働博物館も，そのような「文化的記憶」のための記念館構築の試みと言えよう。
- 10) アライダ・アスマン，安川晴基訳『想起の文化——忘却から対話へ』岩波書店，2019年，73頁。
 Assmann, A., 2016, *Das neue Unbehagen an der Erinnerungskultur: Eine Intervention*, C. H. Beck, S.72.
- 11) 同上，「訳者あとがき」260頁参照。
- 12) ユルゲン・ハーバーマス他，徳永恂他訳『過ぎ去ろうとしない過去——ナチズムとドイツ歴史家論争』人文書院，1995年，67頁。Habermas, Jürgen, “Eine Art Schadensabwicklung”, in > *Histrikerstreit* <, Piper, 1987, S. 75.
- 13) 同上68頁。Ibid.
- 14) 『過ぎ去ろうとしない過去』三島憲一「解説——ドイツ歴史家論争の背景」250頁。
- 15) Moses, A. Dirk, “The German Catechism”, in: <https://geschichtedergegenwart.ch/the-german-catechism/> 閲覧日2025年12月11日。訳は橋本伸也『『歴史家論争2.0』とドイツの転落』（『世界』岩波書店，2024年6月号）202頁以下を参照した。
- 16) 同上参照203頁。
- 17) Fiedländer, Saul, Frei, Norbert, Steinbacher, Sybille, Diner, Dan, 2022, *Ein Verbrechen ohne Namen: Anmerkungen zum Neuen Streit über den Holocaust*, C.H.Beck, S.9.
- 18) *Ibid.*, S.12.
- 19) 訳は高橋哲也「終わりなき戦争責任——欧州の現在と日本（下）」（『世界』2022年11月号，128頁）による。
- 20) “Philosophy for Palestine”, in: <https://sites.google.com/view/philosophyforpalestine/home> 閲覧日2025年12月11日。
- 21) “Principles of solidarity. A statement”, in: <https://normativeorders.net/en/news/principles-of-solidarity-a-statement/> 閲覧日2025年12月11日。
- 22) 本田宏「現代ドイツのマッカーシズム——イスラエル批判への弾圧事例」『北海学園大学法学研究』60(1)，2024年，62頁以下参照。
- 23) 橋本伸也「『歴史家論争2.0』とドイツの転落」（『世界』岩波書店，2024年6月号）201頁以下参照。
- 24) フレイザーは2025年11月16日に立命館大学において講演会「労働の三つの顔——ジェンダー，人種，階級の秘められた繋がり」の解明を行った。その前後に，フレイザーと様々な有益な情報交換・討議を行うことができた。
- 25) “Statement on the Withdrawal of Nancy Fraser’s Appointment to the Albertus Magnus Professorship at the University of Cologne”, in: <https://criticaltheoryinberlin.de/en/interventions/stellungnahme-zur-ausladung-von-nancy-fraser-von-der-albertus-magnus-professur-an-der-universitaet-zu-koeln/> 閲覧日2025年12月11日。
- 26) 橋本伸也「『歴史家論争2.0』とドイツの転落」（『世界』岩波書店，2024年6月号）206頁。
- 27) ジュディス・バトラー「ユダヤ教はシオニズムなのか？」（エドゥアルド・メンディエッタ／ジョナサン・ヴァナントワーペン編，箱田徹・金城美幸訳『公共圏に挑戦する宗教』岩波書店，2014年）80頁。
- 28) 小熊英二『〈日本人〉の境界』新曜社，1998年，535頁参照。
- 29) 高橋哲也『歴史／修正主義』岩波書店，2001年，27頁。
- 30) 高橋哲也『戦後責任論』講談社，1999年，166頁参照。
- 31) テッサ・モーリス＝スズキ『批判的想像力のために』平凡社，2013年，123頁。
- 32) 同上62頁。
- 33) 倉橋耕平『歴史修正主義とサブカルチャー——90年代保守言説のメディア文化』青弓社，2018年，11頁。
- 34) 保坂稔『現代社会と権威主義——フランクフルト学派権威論の再構成』東信堂，2003年，97頁以下。
- 35) 同上107頁。
- 36) See Kobayashi, Tetsuya, 2025, “Autocracies win the minds of the democratic public: how

Japanese citizens are persuaded by illiberal narratives propagated by authoritarian regimes,” in: <https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/13510347.2025.2475472> 閲覧日2025年12月11日。

- 37) 松谷満『ポピュリズムの政治経済学——有権者の支持と投票行動』東京大学出版会, 2022年, 194頁参照。

参考文献

- Adorno, Theodor W., 1984, *Gesammelte Schriften 3, Zweite Auflage*, Suhrkamp. マックス・ホルクハイマー／テオドール・W・アドルノ, 徳永恂訳『啓蒙の弁証法——哲学的断章』岩波書店, 1990年。
- Assmann, Aleida, 2016, *Das neue Unbehagen an der Erinnerungskultur: Eine Intervention*, C. H. Beck. アライダ・アスマン, 安川晴基訳『想起の文化——忘却から対話へ』岩波書店, 2019年。
- Fiedländer, Saul, Frei, Norbert, Steinbacher, Sybille, Diner, Dan, 2022, *Ein Verbrechen ohne Namen: Anmerkungen zum Neuen Streit über den Holocaust*, C.H.Beck.
- Habermas, Jürgen, “Eine Art Schadensabwicklung”, in *> Histrikerstreit <*, Piper, 1987. ハーバーマス, ユルゲン他, 徳永恂他訳『過ぎ去ろうとしない過去——ナチズムとドイツ歴史家論争』人文書院, 1995年。
- Habermas, J., “Vom Öffentlichen Gebrauch der Historie”, in *> Histrikerstreit <*, Piper, 1987. ハーバーマス, ユルゲン他, 徳永恂他訳『過ぎ去ろうとしない過去——ナチズムとドイツ歴史家論争』人文書院, 1995年。
- バトラー, ジュディス「ユダヤ教はシオニズムなのか?」(エドゥアルド・メンディエッタ／ジョナサン・ヴァナントワーベン編, 箱田徹・金城美幸訳『公共圏に挑戦する宗教』岩波書店, 2014年)。
- 橋本伸也「『歴史家論争2.0』とドイツの転落」(『世界』岩波書店, 2024年6月号, 201-09頁)。
- 本田宏「現代ドイツのマッカーシズム——イスラエル批判への弾圧事例」(『北海学園大学法学研究』60(1), 2024年, 51-92頁)。
- 保坂稔『現代社会と権威主義——フランクフルト学派権威論の再構成』東信堂, 2003年。
- Kobayashi, Tetsuya, 2025, “Autocracies win the minds of the democratic public: how Japanese citizens are persuaded by illiberal narratives propagated by authoritarian regimes.”
- 倉橋耕平『歴史修正主義とサブカルチャー——90年代保守言説のメディア文化』青弓社, 2018年。
- 松谷満『ポピュリズムの政治経済学——有権者の支持と投票行動』東京大学出版会, 2022年。
- 三島憲一「解説——ドイツ歴史家論争の背景」, ハーバーマス, ユルゲン他, 徳永恂他訳『過ぎ去ろうとしない過去——ナチズムとドイツ歴史家論争』人文書院, 1995年。
- Moses, A. Dirk, “The German Catechism”, in: <https://geschichtedergegenwart.ch/the-german-catechism/> 閲覧日2025年12月11日。
- “Philosophy for Palestine”, in: <https://sites.google.com/view/philosophyforpalestine/home> 閲覧日2025年12月11日。
- 小熊英二『〈日本人〉の境界』新曜社, 1998年。
- “Statement on the Withdrawal of Nancy Fraser’s Appointment to the Albertus Magnus Professorship at the University of Cologne”, in: <https://criticaltheoryinberlin.de/en/interventions/stellungnahme-zur-ausladung-von-nancy-fraser-von-der-albertus-magnus-professur-an-der-universitaet-zu-koeln/>
- 高橋哲也『戦後責任論』講談社, 1999年。
- 高橋哲也『歴史／修正主義』岩波書店, 2001年。
- 高橋哲也「終わりなき戦争責任——欧州の現在と日本(下)」(『世界』2022年11月号, 120-31頁)。
- 殿平善彦『和解と平和の森』高文研, 2025年。
- モーリス＝スズキ, テッサ『批判的想像力のために』平凡社, 2013年。

Research Note

Two Historical Controversies over War Responsibility: Postwar Democracy from the Perspective of Critical Theory

HIGURASHI Masaoⁱ

Abstract : In Germany during the 1980s, the *Historians' Debate 1.0* pitted Jürgen Habermas and other proponents of democracy against Ernst Nolte and fellow historical revisionists. Habermas and his allies made clear that even those born after the war must assume responsibility for it, that Germans bear a duty of remembrance, to keep alive the memory of the suffering of those who were massacred, and that formation of a post-traditional identity was necessary for this task. In the 2010s, a *Historians' Debate 2.0* unfolded, in which Habermas, while insisting on the singularity of the Holocaust, came to acknowledge the possibility of comparison with other historical events. This opened the way for Germany's colonial past also to become a target of critique. In 2023, the killing and hostage-taking of Israeli civilians by Hamas in Palestine triggered Israel's invasion of Gaza. Habermas and others, invoking "principles of solidarity," supported this invasion, which in turn prompted expressions of concern from critical theory scholars worldwide. In Japan's "Debate on Historical Subjectivity," Norihiro Katō argued for the formation of subjectivity by prioritizing the Japanese community, whereas Tetsuya Takahashi contended that subjectivity should be formed by dividing prewar and postwar Japan and forging solidarity with other Asian nations. While in Germany the necessity of a culture of remembrance, apology, and compensation was affirmed at the national level, in Japan such debates did not readily translate into concrete state action, and historical revisionism even penetrated into the very core of government.

Keywords : War Responsibility, Postwar Democracy, Historical Revisionism, Historians' Debate, Debate on Historical Subjectivity, Habermas, Holocaust, Remembrance

i Professor, College of Social Sciences, Ritsumeikan University

